

公益財団法人わかやま産業振興財団ホームページ

バナー広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）のホームページに設置するバナー広告（以下「広告」という。）掲載に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置)

第2条 広告の位置はホームページのトップページの下部で財団が指定する場所とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦 160 ピクセル、横 400 ピクセル
- (2) 形式 PNG, JPG, GIF (アニメーション可※ただしロゴが動く程度のものに限る)
- (3) データ容量 300KB 以下

(業種又は業者の制限)

第4条 次の業種又は業者の広告は掲載しないものとする。なお、広告を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に該当するもの
- (3) 消費者金融、高利貸しに係るもの
- (4) たばこに係るもの
- (5) ギャンブルに係るもの（宝くじにかかるものを除く。）
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (8) 県の指名停止措置を受けているもの又は指名停止に該当する行為を行ったもの、若しくは不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けているもの
- (9) その他広告を掲載する広告主として適当でないと認めるもの

(広告掲載基準)

第5条 広告は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがないこと
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと
- (3) 人権を侵害し、又は侵害するおそれがないこと
- (4) 政治性がないものであること
- (5) 宗教性がないものであること
- (6) 社会問題についての主義又は主張でないこと
- (7) 個人又は法人の祝典又は記念日等に対し、これに賛同又は祝福する会社又は個人が社名又は個人名を名刺風にして連ねて行う広告でないこと
- (8) 美観風致を害しないこと
- (9) 広告の内容を、財団が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがないこと

(10) その他財団有資産を利用して行う広告として妥当であると認められるものであること
上記基準以外の要件及び基準の詳細は、下記のとおりとする。

(広告掲載基準の詳細)

第6条 掲載する広告及び広告掲載者が指定するリンク先のページの取扱いは、次のとおりとする。なお、財団は広告ごとに、その具体的な内容を判断するものとし、その上で修正、削除等が必要な場合は、広告掲載者又は広告代理店に依頼できるものとする。この場合、広告掲載者等は、正当な理由がないときは、修正、削除等に応じなければならない。

2 次のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

(1) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不相当と認められる商品、又はサービスを提供するもの

(2) 他のものを誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 財団の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの

(4) 不当な差別等人権侵害又はそのおそれのあるもの

(5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

(6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

(8) 広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの

(9) 性的感情を刺激するもの、犯罪を誘発するおそれのあるもの、粗暴性、残虐性を助長するもの
のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの

(10) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの

(11) 債権取立てに関するもの

(12) 占い、運勢判断に係るもの

(13) 興信所、探偵事務所等私的な秘密事項の調査に係るもの

(14) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(15) 公正競争規約、公的機関が定める広告規制その他これらに準ずる広告に関する業界の規制に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(16) 投機をあおる表現のもの

(17) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの

(18) 権利関係や取引の実態が不明確なもの

(19) 申込者以外の者の広告となるもの

(20) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの

(21) その他広告として表示することが適当でないとするもの

3 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示（表現）を含む広告は掲載しないものとする。

(1) 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）

(2) その他、消費者に誤認されるおそれのある表示

(3) 射幸心をあおる表現

(広告の掲載料及び掲載期間)

第7条 広告の申込みによる掲載期間は6か月間もしくは1年間とし、掲載料は次のとおりとする。

(1) 一般 6か月間42,000円(消費税別)、1年間60,000円(消費税別)

(2) 賛助会員 6か月間33,600円(消費税別)、1年間48,000円(消費税別)

(広告掲載者の募集)

第8条 広告掲載者の募集は、財団ホームページ、募集チラシ等により公募するものとする。

2 広告掲載者は、広告掲載の申込みについては、財団にバナー広告掲載申込書(別記第1号様式)により行わなければならない。

(広告掲載者の決定)

第9条 財団は、前条の申込みがあったときは、当該内容がこの要領に適合するかどうかについて審査し、申込みの早かった順にバナー広告掲載者を決定する。なお、同日に複数の申込みがあった場合は、抽選により決定する。

2 財団は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果をバナー広告掲載申込結果通知書(別記第2号様式)(以下「結果通知書」という。)により通知する。

(広告の作成及び提出)

第11条 広告は広告掲載者が作成するものとし、画像等は広告掲載者に帰属するものを使用することとする。

2 広告掲載者は、広告のデータを結果通知書により財団が指定した日までに財団が指定する方法で提出するものとする。

(広告掲載者の責務)

第12条 広告掲載者は、広告の内容その他広告表示に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、財産権の不適正な処理、第三者の権利の侵害や第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲載者は、広告の表示により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

3 財団は、広告掲載者が第三者に与えた損害等については一切の責任を負わない。

(広告の掲載期間及び掲載日)

第13条 財団ホームページへの広告の掲載期間における一か月は、初日から月末までの期間を指し、掲載日は原則として結果通知書の掲載期間の初日に行うこととする。

2 財団に故意又は重過失がある場合を除き、掲載日が遅れた場合、掲載日の遅れによってバナー広告掲載者に生じる損害等について、財団は一切の責任を負わない。

(広告掲載料の支払い)

第14条 広告掲載者は、広告が財団ホームページに掲載された後に財団が発行する請求書(別記第3号様式)により、指定する期日までに支払いを完了しなければならない。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団と広告掲載者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告の取り扱いに関して必要な事項は財団が別に定める。

附則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。